

災害事例

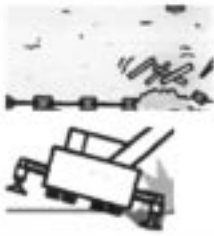
地盤が陥没し、移動式クレーンが転倒

【災害の概要】

工事の種類：その他の建築工事業

災害の種類：転倒

被災者：1人（負傷）



【発生状況】

本件は公園施設の建築工事で地盤が陥没し、荷降し作業中の移動式クレーンが転倒したものである。

当日、アスファルトの遊歩道の上に移動式クレーンを設置し、トラック荷台から約800kgの鉄筋束を順次仮置場所に降ろしていた。

この際、付近ではドラグ・ショベルが掘削作業を行っており、また雑木林と建物が近接していたため、土止め支保工から1m後方に厚さ9cm、50cm方形の敷板を置き、前側アウトリガーを張り出していた。

3回目の荷降し直後、突然土止め支保工が崩壊、地盤が陥没したため、前側のアウトリガーが沈下して移動式クレーンが転倒し、運転者が車内に閉じ込められ被災した。

なお、元方事業者の工事計画では鉄筋束の荷降しと掘削が並行作業とされていた。

【原因】

- 掘削中の崩壊しやすい場所にアウトリガーを張り出したこと。
- 移動式クレーン作業と掘削作業を並行する工事計画であり、雑木林と建物に近接していたことから、移動式クレーンの設置場所が限定されてしまい、地盤にドラグ・ショベルと移動式クレーンによる大きな荷重がかかったこと。

- 工事計画作成時の検討が十分でなかったこと。

【対策】

- 現場の状況を確認し、堅固な場所に移動式クレーンを設置すること
- 移動式クレーン作業の際は、事前に現場の状況・危険性等を把握し、作業方法を十分検討して、適切な計画を作成、実施すること。
- 元方事業者は、移動式クレーンの作業時の危険を防止するため、適切な指導を行うこと。

建設業における総合的労働災害防止対策の推進について

（2007平19・3・22 基発第0322002号抜粋）

別添1 安全衛生管理の実施主体別実施事項

元方事業者（工事現場）

- 店社及び関係請負人との連携による「危険性又は有害性等の調査等」の実施事項の決定
- 安全な施工方法の採用
- 移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合における作業内容等についての連絡調整の実施

元方事業者（店社）

- 工事現場の「危険性又は有害性等の調査等」に基づく工事安全衛生計画の作成支援
- 関係請負人（工事現場）
- ツールボックスミーティングの実施等による安全な作業方法の周知徹底及び安全な作業方法による作業の実施

関係請負人（店社）

- 元方事業者と連携した工事現場における「危険性又は有害性等の調査等」の実施支援
- 別添2 事業者が講ずべき措置

1 基本的事項

(1) 工事の計画段階における安全衛生の確保

(2) 安全衛生管理体制の整備等

(イ) 関係請負人の実施事項

元方事業者との連携強化、統括安全衛生責任者との連絡等安全衛生責任者の職務の徹底等